

山口学芸大学学則

目 次

第1章 総 則 (第1条)

第2章 自己点検評価等 (第2条-第3条)

第3章 組 織 (第4条-第5条)

第4章 職員組織 (第6条-第7条)

第5章 運営組織 (第8条-第10条)

第6章 修業年限、学年、学期及び休業日 (第11条-第15条)

第7章 入 学 (第16条-第21条)

第8章 休学、復学、退学、除籍及び留学 (第22条-第27条)

第9章 再入学、編入学、転入学及び転学 (第28条-第30条)

第10章 教育課程及び履修方法等 (第31条-第41条)

第11章 卒業及び学位 (第42条-第44条)

第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生 (第45条-第47条)

第13章 賞 罰 (第48条-第49条)

第14章 授業料、入学金、入学検定料及びその他納付金 (第50条-第54条)

第15章 附属施設 (第55条-第56条)

第16章 厚生補導施設 (第57条)

第17章 公開講座 (第58条)

第18章 雑 則 (第59条)

附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 山口学芸大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の建学理念「至誠」の精神に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、もって豊かな教養と人間性を備えた教育者の育成並びに社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 自己点検評価等

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の維持向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 自己点検及び評価に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第3章 組 織

(学部・大学院等の組織)

第4条 本学に、教育学部及び大学院を置く。

- 2 教育学部に教育学科を置く。
- 3 教育学科に次の専攻を置く。

初等幼児教育専攻

英語教育専攻

- 4 大学院に関する事項は、別に定めるものとする。

(学生定員)

第5条 学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	専 攻	定員	編入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	70	初等幼児教育専攻	60	3年次 10	260
			英語教育専攻	10	0	40
計		70		70	10	300

第4章 職員組織

(職員)

第6条 本学に学長、教授、准教授及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、講師又は助教を置くことができる。

- 2 前項のほか、副学長、学部長その他必要な職員を置くことができる。

(名誉教授及び特任教授)

第7条 本学は、名誉教授及び特任教授の称号を授与することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 運営組織

(運営委員会)

第8条 本学に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、大学運営の基本方針並びに理事会への上程事項を審議するものとする。

3 運営委員会に関する事項は、理事長が別に定めるものとする。

(教授会)

第9条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定めるものとする。

(委員会)

第10条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第11条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第12条 学生は、修業年限の2倍を超えることはできない。

2 再入学及び編入学した学生は、その者の修業年限の2倍を超えることはできない。

(学年及び創立記念日)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 創立記念日は、11月30日とする。

(学期)

第14条 学年を、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(3) 夏季休業 8月10日から9月23日まで

(4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(5) 春季休業 3月21日から3月31日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定め、若しくは休業日に授業を行うことがある。

第7章 入学

(入学の時期)

第16条 本学の入学は、毎学年始めとする。

- 2 前項にかかわらず、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達したもの

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

(入学者選抜)

第19条 前条の入学志願者については、選考の上、学長が合格者を決定する。

- 2 入学志願者の選考方法は、別に定めるところにより行う。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書その他必要な書類を提出するとともに、所定の入学金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第21条 保証人は、保護者又はこれに準ずる者であって、当該学生在学中における一切の事項に関し連帯して責任を負うものとする。

- 2 保証人に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

第8章 休学、復学、退学、除籍及び留学

(休学)

第22条 疾病その他やむを得ない事由により3か月以上修学することができない者は、保証人連署の上、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 疾病等のため修学することが適当でない認められる者には、学長は休学を命ずることがある。
- 4 休学した者は、その期間の授業及び試験を受けることができない。

(休学期間)

第23条 休学期間は、前期及び後期、若しくは1年とする。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入する。ただし、修業年限には算入しない。

(復学)

第24条 休学者が復学する場合は、保証人連署の上、学長の許可を得なければならない。

- 2 疾病のため休学した者が復学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を得なければならない。

(除籍)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 第12条に定める在学期間を超えた者
- (2) 成業の見込みがないと認められる者
- (3) 授業料及びその他納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 正当な理由がなく、欠席が長期にわたり、修業の意思がないと認められる者

(留学)

第27条 外国の大学で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に含めることができる。
- 3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 再入学、編入学、転入学及び転学

(再入学)

第28条 本学を第25条の規定により退学した者又は第26条3号の規定により除籍された者が、当該退学又は除籍後2年以内に同一の学部、学科に再入学を願い出たときは、選考の上、学長は許可することができる。

(編入学)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、これを許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 前2号に規定する者と同等以上の学力があると本学が認めた者

2 前項の規定により編入学した場合の単位認定については、既修得単位の一部又は全部について行う。

3 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学等)

第29条の2 他の大学の学生、外国の大学の学生若しくは我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学に転入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 転入学を志願する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(転学)

第30条 他の大学に入学又は転学を志願しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

第10章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第31条 授業科目の名称、単位数、履修方法等は、別表1に掲げるとおりとする。

(連携開設科目)

第31条の2 本学の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条の2第1項第2号に規定する大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムの社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を本学において自ら開設したものとみなすことができる。

(授業の方法)

第31条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 履修方法については、別に定める。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、科目の特性に応じて別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間・履修登録等)

第33条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

- 2 学生は、毎学期の開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。
- 3 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。
- 4 大学は、学生が十分な学修効果をあげるため、1年間又は1学期に登録する履修科目数について、適切な指導をしなくてはならない。
- 5 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。
- 6 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認める場合がある。

(単位の認定)

第34条 履修した授業科目の単位の認定は、試験その他適切な方法により学修の成果を評価して行う。

- 2 試験に関して必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第35条 試験等の成績評価は、S (100～90点)、A (89点～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、及びD (60点未満)をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 学業成績を総合的に判断する指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という。)を用いる。なお、GPAに関しては、別に定める。

(メディアを利用して行う授業で修得した単位)

第35条の2 第42条の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第31条の3第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第35条の3 本学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合について準用する。
- 3 前2項の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第37条 本学は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他

文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、前条により本学において修得したものととして認定する単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で、単位を認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 38 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学以前に大学又は短期大学において修得した単位、及び短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修については、本学における授業科目の履修により修得したものととして認定することができる。

2 前項により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 39 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(免許状の取得)

第 40 条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、第 42 条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に基づき、所要の単位を修得しなければならない。

2 取得できる免許状の種類は、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）、中学校教諭一種免許状（英語）及び高等学校一種免許状（英語）とする。

(資格の取得)

第 41 条 本学において保育士の資格を得ようとする者は、第 42 条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）に基づき、所定の科目について所定の単位を修得しなければならない。

第 11 章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第 42 条 本学を卒業するためには、第 11 条に規定する修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、124 単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第 43 条 学長は、所定の修業年限を終え、別表 1 に掲げる単位数に従い、前条に規定する単位以上修得した者について、卒業を認定する。

(学位の授与)

第 44 条 学長は、前条で卒業を認定された者に学士（教育学）の学位を授与する。

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 45 条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長

は、入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対して、第34条の規定を準用し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学、短期大学又は高等専門学校で、当該大学間若しくは複数の大学との間の協定又は協議に基づき、本学において授業科目の履修を志願する学生があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、学長は、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 賞 罰

(表彰)

第48条 本学において研究その他の業績の顕著な学生に対して、学長は、適当な方法をもって表彰することがある。

(懲戒)

第49条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、別に定めるところにより、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学又は訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 第2項に規定する停学の期間は第11条に規定する修業年限に算入せず、第12条第1項に規定する在学期間に算入する。

第14章 授業料、入学金、入学検定料及びその他納付金

(授業料、入学金及び入学検定料)

第50条 授業料、入学金及び入学検定料（以下「授業料等」という。）は、別表2のとおりとする。

(その他納付金)

第51条 前条に規定するもののほか、施設設備に要する費用及び教育に必要な費用（以下「その他納付金」という。）は、別表3のとおりとする。

(納付期日等)

第52条 学生は、授業料等及びその他納付金を定められた期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学支援に関する法律（令和元年法律第8号）による授業料等減免の対象者の認定を申請した学生には、別に定める規定により、授業料の納付を猶予することがある。

3 一旦納付した授業料等及びその他納付金は、返還しない。ただし、別に定める規定により、授業料等及びその他納付金を返還することがある。

(授業料及びその他納付金の分納、延納)

第53条 授業料及びその他納付金は、所定の手続きを経て分納又は延納することができる。

2 分納及び延納に関する必要な事項は、別に定める。

(授業料及びその他納付金の滞納)

第54条 授業料及びその他納付金を滞納している者の単位は、認定しない。

2 授業料及びその他納付金の滞納に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 附属施設

(図書館)

第55条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

(教育研究施設)

第56条 本学に、前条の他に必要な教育研究施設を置くことができる。

2 各教育研究施設に関する必要な事項は、別に定める。

第16章 厚生補導施設

(厚生補導施設)

第57条 本学に厚生補導施設を設ける。

2 厚生補導施設に関する必要な事項は、別に定める。

第17章 公開講座

(公開講座)

第58条 本学の研究の成果を広く地域社会に公開し、受講者への学習機会の提供と資質の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第18章 雑則

(その他)

第59条 この学則の改正は、理事会の承認を得て、学長が行う。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、別表1については、平成23年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度から平成26年度において本学の収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	年 度	収容定員
教育学部	子ども教育学科	平成24年度	230
		平成25年度	240
		平成26年度	250

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、保育士養成に係る入学定員は、平成24年度においては50名とする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成25年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成26年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成27年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 平成28年3月31日に改正前の第4条第2項の学科に在学し、平成28年4月1日に引き続き同学部に在学する者は、平成28年4月1日から改正後の第4条第2項の学科に在学するものとする。
- 3 平成28年度から平成31年度までの本学の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	年 度	収容定員
教育学部	教育学科	平成28年度	270
		平成29年度	280
		平成30年度	290
		平成31年度	300

- 4 保育士養成に係る収容定員は、前項に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	保育士養成収容定員
教育学部	教育学科	240

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表1については、令和6年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

別表1 (第31条関係)

教育学部教育学科

科目区分	授業科目の名称	形態	卒業要件							
			初等幼児教育専攻			英語教育専攻				
			必修	選択	履修方法	必修	選択	履修方法		
教養科目	リベラルアーツ	日本国憲法	講義	2				2		20単位以上
		心理学	講義	2				2		
		哲学	講義	2				2		
		文学	講義	2				2		
		郷土史	講義	2				2		
		データ科学とプログラミング	講義	2				2		
		暮らしのなかの科学	講義	2				2		
		日本語コミュニケーション	演習	2				2		
		英語コミュニケーションⅠ	演習	2				2		
		英語コミュニケーションⅡ	演習	2				2		
		音楽概論	講義	2				2		
		美術概論	講義	2				2		
		大学教育基礎演習	演習	2			2			
		地域理解	講義	2				2		
		体育<実技>	実技	1				1		
		体育<講義>	講義	1				1		
	文系DX	データ科学のための基礎数学入門	講義	2				2		
		データ科学のための基礎数学	講義	2				2		
		データ科学と社会Ⅰ	講義	1			1			
		データ科学と社会Ⅱ	講義	1			1			
統計学概論		講義	2				2			
人工知能概論		講義	2				2			
知的財産入門		講義	1				1			
専門科目	学 科 目	教育原論	講義	2			2		65単位以上	
		教職概論	講義	2			2			
		教育制度論	講義	2			2			
		教育心理学	講義	2			2			
		特別支援教育概論	講義	1			1			
		教育課程論	講義	2			2			
		道徳教育の指導法	講義	2			2			
		総合的な学習の時間の指導法	講義	1			1			
		特別活動の指導法	講義	2			2			
		教育方法論	講義	2			2			
		ICTを活用した教育の理論と方法	演習	2			2			

専 門 科 目	学 科 目	生徒・進路指導論	講義		2		2
		教育相談	講義	2		2	
		国語（書写を含む）	講義		2		
		社会	講義		2		
		算数	講義		2		
		理科	講義		2		
		生活	講義		2		
		初等音楽	演習		2		
		図画工作	演習		2		
		家庭	講義		2		
		初等体育	演習		2		
		初等英語	講義		2		2
		国語科教育法	講義		2		
		社会科教育法	講義		2		
		算数科教育法	講義		2		
		理科教育法	講義		2		
		生活科教育法	講義		2		
		音楽科教育法	講義		2		
		図画工作科教育法	講義		2		
		家庭科教育法	講義		2		
		体育科教育法	講義		2		
		英語科教育法（小・中）	講義		2		2
		英語学概論	講義				2
		英語史	講義				2
		英文法演習	演習				2
		英語音声学	講義		2		2
		第二言語習得論	講義		2		2
		英語文学概論	講義				2
		Creative English I	演習		2		2
		Creative English II	演習				2
		Applied English I	演習				2
		Applied English II	演習				2
		Basic English Expression	演習				2
		Intermediate English Expression	演習				2
		Upper-Intermediate English Expression	演習				2
		Advanced English Expression	演習				2
		異文化理解	講義		2		2
		英語科教育法 I	講義				2
		英語科教育法 II	講義				2
		英語科教育法 III	講義				2
保育内容の理解と方法・健康 I	演習		1				

専 門 科 目	学 科 目	保育内容の理解と方法・健康Ⅱ	演習	1		
		保育内容の理解と方法・人間関係	演習	1		
		保育内容の理解と方法・環境	演習	1		
		保育内容の理解と方法・言葉Ⅰ	演習	1		
		保育内容の理解と方法・言葉Ⅱ	演習	1		
		保育内容の理解と方法・音楽表現	演習	1		
		保育内容の理解と方法・造形表現	演習	1		
		子どもと芸術表現Ⅰ	演習	2		
		子どもと芸術表現Ⅱ	演習	2		
		保育内容の指導法・健康	演習	1		
		保育内容の指導法・人間関係	演習	1		
		保育内容の指導法・環境	演習	1		
		保育内容の指導法・言葉	演習	1		
		保育内容の指導法・音楽表現	演習	1		
		保育内容の指導法・造形表現	演習	1		
		保育内容指導法	演習	2		
		幼児教育概論	講義	2		
		保育者論	講義	2		
		保育の心理学	講義	2		
		保育方法論	講義	2		
		子どもの理解と援助	演習	1		
		保育原理	講義	2		
		子ども家庭福祉	講義	2		
		社会福祉	講義	2		
		子ども家庭支援論	講義	2		
		社会的養護Ⅰ	講義	2		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2		
		子どもの保健	講義	2		
		子どもの食と栄養	演習	2		
		保育の計画と評価	講義	2		
		保育内容総論	演習	1		
		乳児保育Ⅰ	講義	2		
		乳児保育Ⅱ	演習	1		
		子どもの健康と安全	演習	1		
		障害児保育Ⅰ	演習	1		
		障害児保育Ⅱ	演習	1		
		社会的養護Ⅱ	演習	1		
		子育て支援	演習	1		
		特別支援教育総論	講義	2		
		知的障害児の心理・生理・病理	講義	2		

専 門 科 目	学 科 目	肢体不自由児の心理・生理・病理	講義		2			
		病弱児の心理・生理・病理	講義		2			
		発達障害の心理アセスメント	講義		2			
		知的障害教育論	講義		2			
		肢体不自由教育論	講義		2			
		病弱教育論	講義		2			
		知的障害教育指導論	講義		2			
		発達障害・重複障害教育総論	講義		2			
		視覚障害児教育総論	講義		2			
		聴覚障害児教育総論	講義		2			
		現代教育課題Ⅰ	演習		2			2
		現代教育課題Ⅱ	演習		2			2
		資格英語Ⅰ	講義		2			2
		資格英語Ⅱ	講義		2			2
		障害の理解と支援	講義		2			2
		自主課題演習Ⅰ	演習		2			2
		自主課題演習Ⅱ	演習		2			2
		デザインと造形	演習		2			2
		器楽アンサンブル	演習		1			1
		ピアノ奏法Ⅰ	演習		1			
	ピアノ奏法Ⅱ	演習		1				
	即興伴奏法Ⅰ	演習		1				
	即興伴奏法Ⅱ	演習		1				
	子どもとリトミックⅠ	演習		1				
	子どもとリトミックⅡ	演習		1				
	子 ど も 学	子ども表現実践演習	演習	1			1	
		子ども実地研究Ⅰ	演習		1			1
		子ども実地研究Ⅱ	演習		1			1
		子どもと英語	講義		2			2
		子どもと教育	演習		2			2
		子どもの遊びと心理	演習		2			2
		子どもと福祉	演習		2			2
	グ ロ ー バ ル 学	地域課題解決演習 (PBL) Ⅰ	演習		1			1
地域課題解決演習 (PBL) Ⅱ		演習		1			1	
Global English		講義		2			2	
国際論		演習		2			2	
DX による地 域課題解決 PBL	DX 概論	講義		2			2	
	地域学	講義		2			2	
	DX による地域課題解決 (PBL) Ⅰ	演習		2			2	

※1もしくは
※2の2単位
を含む7単位
以上

※1もしくは
※2の2単位
を含む7単位
以上

		DXによる地域課題解決(PBL) II	演習		2			2	
教育実習		教育実習指導(幼・小)	演習		1				
		教育実習(幼・小) I	実習		2				
		教育実習(幼・小) II	実習		2				
		教育実習指導(小・中)	演習		1			1	
		教育実習(小・中) I	実習		2			2	
		教育実習(小・中) II	実習		2			2	
		教育実習指導(中・高)	演習					1	
		教育実習(中・高) I	実習					2	
		教育実習(中・高) II	実習					2	
		特別支援教育実習指導	演習		1				
		特別支援教育実習	実習		2				
保育実習 実践演習		保育実習指導 I	演習		2				
		保育実習 I	実習		4				
		保育実習指導 II	演習		1				
		保育実習 II	実習		2				
		保育実習指導 III	演習		1				
		保育実習 III	実習		2				
実践演習		教職実践演習	演習		2			2	
		保育・教職実践演習(幼稚園)	演習		2				
ゼミナール		卒業研究	演習	4		4単位	4		4単位

別表2 (第50条関係)

授業料	入学金
700,000 円	250,000 円

入学検定料		
一般	共通テスト利用	一般・共通テスト利用同時受験
25,000 円	15,000 円	30,000 円

別表3 (第51条関係)

施設費	教育充実費
180,000 円	80,000 円